

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成 2 0 年東広島市教育委員会規則第 2 号）第 4 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 3 0 日提出

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

1 臨時代理の要旨

令和 6 年第 3 回東広島市議会定例会に提出する次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、市長から意見を求められたが、同意することについて、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

2 市議会提出議案の内容

別紙のとおり。

3 臨時代理年月日

令和 6 年 9 月 1 8 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 2 9 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を

作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

議案第 105 号

請負契約の締結について

令和 6 年度小学校施設整備事業御菌宇小学校増築及び改修工事の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 125 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 19 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和 6 年度小学校施設整備事業御菌宇小学校増築及び改修工事

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

18 億 2,930 万円

4 契約の相手方

増岡組・西条電気特定建設工事共同企業体

代表構成員 広島市中区鶴見町 4 番 25 号

株式会社増岡組 広島本店

取締役副社長本店長 迫 清 孝

構 成 員 東広島市西条昭和町 5 番 10 号

西条電気株式会社

代表取締役 正 原 孝 司

(提案理由)

令和6年度小学校施設整備事業御藺宇小学校増築及び改修工事の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第105号

請負契約の締結について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 提案の理由

令和6年度小学校施設整備事業御藺宇小学校増築及び改修工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市西条町御藺宇

(2) 工事の内容

建築一式工事

ア 増築工事

増築校舎棟

鉄筋コンクリート造

3階建て

延べ面積 3,966.4平方メートル

イ 改修工事

既存校舎棟

(ア) 管理普通教室棟

鉄筋コンクリート造

3階建て

延べ面積 2,230.49平方メートル

(イ) 特別教室棟

鉄筋コンクリート造

3階建て

延べ面積 1,076.79平方メートル

(3) 契約金額

18億2,930万円

(4) 契約の相手方

増岡組・西条電気特定建設工事共同企業体

代表構成員 広島市中区鶴見町4番25号

株式会社増岡組 広島本店

取締役副社長本店長 迫 清 孝

構 成 員 東広島市西条昭和町5番10号

西条電気株式会社

代表取締役 正 原 孝 司

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和8年3月13日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。